

熱海市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月16日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第12号

熱海市都市公園条例の一部を改正する条例

熱海市都市公園条例（昭和41年熱海市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「市の設置に係る公園についての」を削り、同条に次の1項を加える。

3 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。